

発議案第 8 号

南昌みらい高校新体育館の早期建設に向けて岩手県教育委員会と矢巾町が
協議を進め、合意形成することを求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり矢巾町議会会議規則(昭和62年矢巾町議会規則第 1 号)第
14条第 2 項の規定により提出する。

令和 7 年 1 0 月 8 日

矢巾町議会議長 廣 田 清 実 様

提出者	矢巾町議会議員	昆 秀 一
賛成者	〃	赤 丸 秀 雄
〃	〃	山 本 好 章

南昌みらい高校新体育館の早期建設に向けて岩手県教育委員会と矢巾町が協議を進め、合意形成することを求める意見書

岩手県教育委員会と矢巾町が文部科学省の共創プロジェクトとして進めてきた南昌みらい高校新体育館の建設は、現在中止されています。多くの町民や関係者からは、同校生徒や地域住民のために早期に建設を進めてほしいとの強い要望が多数寄せられています。

現在、南昌みらい高校の生徒の授業や部活動の一部は旧盛岡南高校の体育館を使用しており、移動に時間及びバス経費を要することから、生徒にも移動にかかるタイムロスなど大きな負担が生じている状況です。この不便な状況を長引かせないためにも、岩手県教育委員会においては一日も早い教育環境の整備を図ることが求められます。また、本町の児童・生徒や同校生徒からは、ハンドボールコートの公式試合が可能な新体育館が建設され、その施設の利用を望む声も数多くあります。

南昌みらい高校は県内最大規模の高校であり、特に音楽やハンドボールをはじめとする文化・スポーツ活動は活発で、本町の町民や児童・生徒に多くの感動を与えてきた本町にとっても大切な高校であります。

このような中、本町議会においては令和7年5月に「南昌みらい高校新体育館の早期建設を求める請願」が出され審議を進めてきたところでありましたが、請願で求める内容を精査したところ、早期建設を覚書の建設主体でない町長に対して求める表現、また本来共創事業の当事者双方に要請すべき内容であり、町にだけ意見書提出を求めた内容であることに事業進展に向けた実効性に疑念が生じたことから不採択という結論になったところであります。ただし、早期建設を否定したものではなく、審査報告の中では共創事業の双方が歩み寄り協議することで事業進展に取り組まれることを望む内容で報告がなされております。

しかしながら、令和7年10月3日の岩手県議会における一般質問において、佐藤一男教育長は「矢巾町議会で早期建設を求める請願が不採択となり、（令和5年5月に交わした）覚書に基づく整備は困難」との見解を示しました。

このことは、本町議会としては先に記した通り早期建設を求める趣旨に関して否定したものではなく、その意向を理解したうえでの見解か疑問が生じること、また、報道によれば「岩手県単独での建設を検討する」との発言も見られましたが、協議された形跡がないまま答弁されていることに疑問が生じます。

さらに今回の一般質問に対する岩手県教育委員会教育長の答弁では、本町に損害賠償を求めていくとの考えを表明されましたが、両当事者の予算執行にも大きな影響を及ぼすものであり、これまでの経緯を含めて整理したうえで協議すべき内容であると考えます。

以上のことから、今後双方の予算執行にもかかわる問題でもあり、共創プロジェクトの当事者である岩手県教育委員会と矢巾町が、南昌みらい高校新体育館の建設に向けて懸案事項やこれまでの経緯を再整理し、双方が直接協議を重ねるよう環境を整備

し、また協議の経緯については住民に丁寧に情報提供を行い、理解を得ながら今後の方針に対する合意形成に努められることを強く求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

令和 7 年 1 0 月 8 日

岩手県知事 達 増 拓 也 あて

岩手県矢巾町議会

議 長 廣 田 清 実

南昌みらい高校新体育館の早期建設に向けて岩手県教育委員会と矢巾町が協議を進め、合意形成することを求める意見書

岩手県教育委員会と矢巾町が文部科学省の共創プロジェクトとして進めてきた南昌みらい高校新体育館の建設は、現在中止されています。多くの町民や関係者からは、同校生徒や地域住民のために早期に建設を進めてほしいとの強い要望が多数寄せられています。

現在、南昌みらい高校の生徒の授業や部活動の一部は旧盛岡南高校の体育館を使用しており、移動に時間及びバス経費を要することから、生徒にも移動にかかるタイムロスなど大きな負担が生じている状況です。この不便な状況を長引かせないためにも、岩手県教育委員会においては一日も早い教育環境の整備を図ることが求められます。また、本町の児童・生徒や同校生徒からは、ハンドボールコート公式試合が可能な新体育館が建設され、その施設の利用を望む声も数多くあります。

南昌みらい高校は県内最大規模の高校であり、特に音楽やハンドボールをはじめとする文化・スポーツ活動は活発で、本町の町民や児童・生徒に多くの感動を与えてきた本町にとっても大切な高校であります。

このような中、本町議会においては令和7年5月に「南昌みらい高校新体育館の早期建設を求める請願」が出され審議を進めてきたところでありましたが、請願で求める内容を精査したところ、早期建設を覚書の建設主体でない町長に対して求める表現、また本来共創事業の当事者双方に要請すべき内容であり、町にだけ意見書提出を求めた内容であることに事業進展に向けた実効性に疑念が生じたことから不採択という結論になったところでもあります。ただし、早期建設を否定したものではなく、審査報告の中では共創事業の双方が歩み寄り協議することで事業進展に取り組まれることを望む内容で報告がなされております。

しかしながら、令和7年10月3日の岩手県議会における一般質問において、佐藤一男教育長は「矢巾町議会で早期建設を求める請願が不採択となり、（令和5年5月に交わした）覚書に基づく整備は困難」との見解を示しました。

このことは、本町議会としては先に記した通り早期建設を求める趣旨に関して否定したものではなく、その意向を理解したうえでの見解か疑問が生じること、また、報道によれば「岩手県単独での建設を検討する」との発言も見られましたが、協議された形跡がないまま答弁されていることに疑問が生じます。

さらに今回の一般質問に対する岩手県教育委員会教育長の答弁では、本町に損害賠償を求めていくとの考えを表明されましたが、両当事者の予算執行にも大きな影響を及ぼすものであり、これまでの経緯を含めて整理したうえで協議すべき内容であると考えます。

以上のことから、今後双方の予算執行にもかかわる問題でもあり、共創プロジェクトの当事者である岩手県教育委員会と矢巾町が、南昌みらい高校新体育館の建設に向けて懸案事項やこれまでの経緯を再整理し、双方が直接協議を重ねるよう環境を整備

し、また協議の経緯については住民に丁寧に情報提供を行い、理解を得ながら今後の方針に対する合意形成に努められることを強く求めます。

以上、意見書を提出いたします。

令和7年10月8日

矢 巾 町 長 高 橋 昌 造 あて

岩手県矢巾町議会

議 長 廣 田 清 実